

第3章 在宅・施設福祉サービス

障害者総合支援法のもと、障がいのある方が地域で安心して生活するため、障がいの種別（身体・知的・精神・難病等（※1））にかかわらず必要な障害福祉サービスを受けることができます。

又、自らがサービスを選択し、施設や事業所と契約してサービス（介護給付・訓練等給付・相談支援給付）を利用することができ、利用者本位のサービス提供を基本としています。

（※1）難病等とは…障害者総合支援法の対象となる366疾病（令和3年11月現在）

① 障害福祉サービス

～在宅サービスや施設入所等のサービスを行います～

1 利用の流れ

1) 相談・申請

市町村又は指定特定相談支援事業者※に相談します。サービスが必要な場合は市町村に申請します。

※指定特定相談支援事業者とは、都道府県及び市町村より指定を受けた事業所のことで、障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援等を行います。

2) 調査

障がい者又は障がい児の保護者と面接して、心身の状況や生活環境等についての調査を行います。

3) 審査・判定

調査の結果及び医師の診断結果をもとに、市町村の審査会で審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態（障害支援区分）かが決められます。

4) 決定（認定）・通知

障害支援区分や生活環境、申請者の要望等をもとにサービスの支給量等が決定され、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

5) 事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

※サービス利用に関して支援を必要とする人は、相談支援事業者にサービス利用計画の作成を依頼できます。（作成費は無料です）

6) サービスの利用開始

受給者証を提示してサービスを利用し、原則として利用者負担（1割）を支払います。

2 障害福祉サービスの内容

	サービス名 (対象障害支援区分)	サービス内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ） (区分1～区分6)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事援助、生活等に関する相談や助言を行います。
	重度訪問介護 (区分4～区分6)	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人や、重度の知的・精神障がい者で行動障がいがある人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護 (区分3～区分6)	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援 (区分6)	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所（ショートステイ） (区分1～区分6)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護 (区分5～区分6)	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護 (区分3～区分6) 50歳以上は区分2～	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援 (区分4～区分6) 50歳以上は区分3～	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	上記訓練を宿泊を通して行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	就労定着支援	利用者との対面による相談等や雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等を行います。
	自立生活援助	定期的な居宅訪問等により利用者の状況把握し、必要な情報提供や助言等の支援を行います。
相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行います。

【対象者】

サービス対象者は、心身等の障がい等により日常生活を営むのに支障がある方であって、介護保険制度によるサービスを利用できない方です。

【利用方法等】

障害福祉サービスの利用は、池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）にご相談ください。

② 障害児通所支援等

【内容】

障がいのある児童が下記のサービスの中から必要とするサービスを利用するための制度です。利用したいサービスを選択し、サービス提供事業者と契約を結んでサービスを受けることができます。

障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

1) 支給申請・調査
2) サービス等利用計画の提出
3) 支給決定
4) 利用施設と契約

【通所・入所支援】

	サービス名	内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	未就学の障がい児に児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	訪問先において発達支援の提供を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	従来の障がい種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障がい以外の障がいを受け入れた場合に、その障がいに応じた適切な支援を提供します。又、医療型はこのほか医療も提供します。 ※重症心身障害児施設は、重症心身障がいの特性を踏まえ児者一貫した支援の継続を可能とします。 ※現に入所していた者が退所させられないように配慮されます。又、引き続き入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認める時は、満20歳に達するまで利用することができます。
	医療型障害児入所施設	

※お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）